

## 日本縄文心導協会 会則

### 第1章 総則

#### 第1条 (名称)

本協会は、日本縄文心導協会（以下、「本協会」という。）と称す。

#### 第2条 (目的)

本協会は、日本の伝統的な動きと体内の経絡に働きかける独特な技術を取り入れた縄文心導ストレッチに関する普及と発展及び、育成活動などを通じて人々の健康増進に寄与することを目的とする。

#### 第3条 (事業)

本協会は、前条の目的を達成する為に、次の事業を行う。

- ① 縄文心導ストレッチのインストラクターの認定
- ② 縄文心導ストレッチ教室運営の許可
- ③ 社会的認知に向けた縄文心導ストレッチの普及活動
- ④ 縄文心導ストレッチのインストラクターの技術向上の為の育成活動
- ⑤ 会員相互の親睦に関する事業
- ⑥ その他本協会の目的達成に必要な事業

### 第2章 会員

#### 第4条 (会員種別)

本協会の会員種別はインストラクター会員とベーシック会員の2種類がある。

- ① インストラクター会員は、本協会の趣旨に賛同し、インストラクター会員規約に基づき本協会より認定されたインストラクター（以下、「認定インストラクター」という。）の資格を有する者。
- ② ベーシック会員は、本協会の趣旨に賛同し、縄文心導ストレッチに関心を有する者。

#### 第5条 (会員規約)

各会員の入会方法、入会資格、会員資格喪失は、インストラクター会員はインストラクター会員規約、ベーシック会員はベーシック会員規約に基づくものとする。

### 第3章 役員

#### 第6条 (役員)

本協会の役員種別及び定員は以下のとおりとする。

- ① 理事 若干名（内会長1名、副会長1名）
- ② 監事 1名

#### 第7条 (役員を選任)

役員を選任は以下のとおりとする。

- ① 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- ② 理事及び監事は、総会において選任する。

#### 第8条 (役員の仕事)

本協会の役員は次の職務を行なう。

- ① 会長は本協会を代表し、会務を統括する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合は会長の職務を代行する。
- ③ 理事は会務を分掌し、会の運営にあたる。
- ④ 監事は、本協会の活動を監査する。

#### 第9条 (役員の仕事)

役員の仕事は2年間とし、再任を妨げない。ただし、任期満了後、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

#### 第10条 (役員の仕事)

本協会は、心身故障の為職務の執行にたえないと認められた場合、もしくは本協会の役員としてふさわしくない行為があると認められた場合、理事会の決議によりこれを解任することができる。

#### 第11条 (役員の仕事)

役員の仕事における労力についての報酬は支給しない。

### 第4章 総会

#### 第12条 (総会種別)

本協会は、通常総会及び臨時総会を設ける。

#### 第13条 (総会の構成)

総会は、インストラクター会員をもって構成される。

#### 第14条 (総会の開催)

通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めた場合には、開催する。

#### 第15条 (総会の招集)

総会は、会長が招集する。

#### 第16条 (総会の決議事項)

総会は、次の事項を決議する。

- ① 事業報告及び収支決算
- ② 事業計画及び収支予算
- ③ 役員の仕事
- ④ その他本協会において必要と認めた事項

#### 第17条 (定足数及び議決数)

総会の定足数は、委任状を含めてインストラクター会員の過半数とし、議決数は出席インストラクター会員の過半数とする。

- 2 委任状は、総会出席者による議決に同意するものとして扱う。

#### 第18条（議事録）

総会の議事については、議事録を作成し本協会にて保存する。

### 第5章 理事会

#### 第19条（構成）

理事会は、理事をもって構成する。

#### 第20条（招集と機能）

会長は必要に応じ理事会を招集し、次の事項を審議し決する。

- ① 総会の開催および議案に関すること。
- ② 理事の会務分掌に関すること。
- ③ 理事、財務、組織、運営等に関すること。
- ④ その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

### 第6章 事務一般

#### 第21条（事務局業務）

本協会の事務を処理するため、事務局を設ける。本協会は必要に応じて外部に業務委託を行うことができる。

### 第7章 会計

#### 第22条（年度会計）

本協会の年度会計は、1月1日から12月31日までとする。

### 第8章 顧問

#### 第23条（顧問）

顧問は、会員内外から本協会より委嘱できるものとし、協会の求めに応じて助言し、協会の活動に協力支援する。

### 第9章 会則の改正

#### 第24条（会則の改正）

本協会会則の改正は本協会が定めるものとし、その効力は変更日以降全ての会員に及ぶものとする。

#### 付則（施行期日）

本協会の会則は、平成20年5月25日から施行する。